

コンタクトレンズにかかる 診療費について

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っております。

コンタクトレンズに関する診療費については、下記のとおりです。

| | |
|---------------|------|
| 初診料 | 288点 |
| 外来診療料 | 74点 |
| コンタクトレンズ 検査料1 | 200点 |

※治療を要する場合には別途診療費用がかかります。

※当院と特別の関係にある医療機関（せなみ温泉クリニック等）で過去に

検査料を算定した場合は再診料・外来診療料になります。

コンタクトレンズの診療
を行う医師の氏名

新大医師

厚生労働省の施設基準に定める
経験を有しています。

ご不明な点がございましたら窓口にご相談ください。